

議案第90号

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成30年8月28日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員選挙における選挙運動用ビラの公費負担について、所要の改正を行うため。

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成21年石岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「石岡市長の選挙の場合に限る。」を削る。

第6条中「当該作成枚数が」の次に「，選挙の区分に応じ」を加える。

第8条中「当該候補者を通じて」の次に「，選挙の区分に応じ」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後その期日を告示される市議会議員の選挙について適用し，この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された市議会議員の選挙については，なお従前の例による。